

渋川市子ども会育成会連絡協議会 表彰規程

(目的)

第1条 子ども会育成会活動にあたっている育成者・指導者に対してその業績を評価し、今後における子ども会活動の振興をはかると共に活動の優秀な子ども会・育成者・指導者を表彰する。

(被表彰者または団体)

第2条 表彰の対象は、次のとおりとする。

- (1) 個人表彰 育成者・指導者として、おおむね5年以上にわたり継続して、子ども会活動の育成、指導に従事し功績が顕著である者。
- (2) 団体表彰 子ども会・育成会及びジュニア・リーダー組織とし、5年以上にわたり継続して活動し、その業績が顕著であること。

(推薦者)

第3条 推薦者は、各協議会の代表者とする。

(選考)

第4条 選考は、本会正副会長をもって構成する選考委員会において行う。

- 2 選考の結果は関係者に通知を行う。

(表彰)

第5条 表彰は、原則として年1回行う。

- 2 被表彰者(団体)には、表彰状を贈呈する。

(その他の表彰等)

第6条 表彰規程にもとづかない表彰並びに感謝状の贈呈を行う場合は、その都度役員会において協議して決定する。

附 則

この規程は、平成19年 4月27日より施行